

＜民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について＞

1.1 はじめに

民事訴訟事件(主に地方裁判所の第一審訴訟事件を念頭に置いている。なお、ここでは行政事件も含めて扱う。)の審理期間に影響を及ぼす要因について、事件類型ごとに考察する。

事件の類型としては、第1回報告書で「専門的な知見を要する訴訟」として採り上げた医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟のほか、審理期間の長期化要因に関するヒアリング調査の結果などを基に、審理が長期化する傾向のある事件類型として、相続関係訴訟、境界確定訴訟、多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟及びその他専門的知見を要する訴訟を採り上げることとし、第1回報告書で採り上げなかった事件類型からまず考察していくこととする。

最初に、各事件類型ごとに、「審理期間の長期化に影響を及ぼす要因」を概観する。ここでは、各要因が実際にどの程度審理期間を長期化させているかという影響度や、各要因が改善されるべきものかどうかという評価はともかくとして、裁判実務における経験や感覚に基づき、審理期間の長期化に影響を及ぼすと考えられる要因を列挙する。

その上で、上記各要因の「背景事情等に関する考察」を試みる。これは、上記各要因の背景事情や、当該要因が審理の長期化に結び付くことを助長する事情又は防止する手立て等について、運用面、制度面、態勢面、あるいは社会的背景の面から考察するものである。ただし、ここで述べることは、あくまでも初期の仮説であり、今後の調査、検証等を通じて修正、進化させていく必要がある。

1.2 相続関係訴訟

1.2.1 はじめに

具体的な事件類型としては、遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟が代表例であり、他に、遺言無効確認請求訴訟や、相続人間の不当利得返還請求又は損害賠償請求訴訟などがある。

1.2.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 争点多数

ア 例えば、遺留分減殺請求訴訟において、遺産の範囲と財産評価のほか、生前贈与の有無、特別受益の範囲と評価など、争点が多岐にわたり、また、対象となる財産の数が多数に上るなど、争点に係る事実が多数であると、それぞれの事項について主張と

反論が繰り返され、その整理に時間がかかる。

個々の不動産や有価証券等の財産価額の評価については、鑑定が必要となることもあり、これが多数に上ると、時間がかかる。

イ また、相続関係訴訟では、古くからの長期間にわたる事実経過が問題となることが少なくない。その場合、年月を経て残存している証拠が乏しいことと相まって、双方の詳細な主張をかみ合わせて争点を整理するのに時間がかかることがある。

さらに、例えば、遺言無効確認請求訴訟において、遺言の一義的解釈が困難であり、これを巡り詳細な事実関係が主張される事案などでは、主要事実レベルの争点は少なくとも、間接事実レベルの争点が多くなることもあり、その整理に時間がかかる。

ウ なお、争点が多岐にわたり、事実関係が複雑な事案で、かつ、本人訴訟である場合には、当事者本人が事実関係を的確に整理することが困難であり、主張が拡散しがちであるため、争点整理に時間がかからざるを得ない。

(2) 当事者多数

ア 相続関係訴訟では、当事者が多数に上り、当事者間の利害関係が複雑に対立することがある。当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、主張及び立証の対象となる事実が多数になり、争点整理に時間がかかるし、取調べが必要な人証数も多数となり、人証調べ期間が長くなることがある。

イ また、当事者が多数である場合には、各当事者間で利害関係が複雑に絡み合っていることがあったり、各人の意向について折り合いを付けることが難しいなどのため、和解に関する調整が長引くことがある。

ウ 当事者が多数であると、期日指定に関する調整が困難になり、期日間隔が長くなることがある。ただし、複数の当事者に共通の訴訟代理人が付いており、その結果、少数の者について期日調整をすれば済む場合は、この限りでない。

(3) 証拠の不足、収集困難

ア 親族間の合意や取決めであるため契約書等の客観的な証拠が欠けている、被相続人その他事情をよく知る中心人物が死亡している、かなり昔の事柄であり関係者の記憶が薄れているなどの事情から、双方の主張が間接的な証拠に基づく推測的なものとなり、変遷したりもするため、これらをかみ合わせて争点を整理するのに時間がかかる。

イ 相続人の1人が被相続人の面倒を見ていた事案などでは、その相続人の側に証拠が偏在している場合があり、証拠収集に関するやりとりに時間を費やすことがある。

ウ 遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟などでは、預貯金、有価証券等の財産の

状況に関し、多数の調査嘱託や文書送付嘱託が申し立てられることがある。当事者は、嘱託に係る送付文書や回答の内容に基づいて主張内容を特定するため、送付文書や回答が到着するまでの期間が長いと、その争点整理期間が長くなる。

嘱託先が協力的でない場合には、その嘱託に応じてもらうための交渉等に時間がかかることがあるし、嘱託を拒否されると、客観的証拠に基づく争点整理が困難となることがある。

エ なお、本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であり、争点整理に時間がかかることが少なくない。

(4) 感情的対立等

相続を巡る紛争では、当事者間の感情的対立が高じるあまり、主張の応酬が必要以上に多岐にわたったり、互いに相手方への非難になったりして、合理的な争点整理に基づく審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

なお、中には、当事者間で相続に関する価値観が共有されていないことがあり（長子相続の価値観と均等相続の価値観との対立など）、そのような場合には、価値観の対立に起因する感情的対立が生じることがある。

(5) 関連事件待ち

例えば、遺産確認請求訴訟と相続人間の不当利得返還請求訴訟、建物明渡請求訴訟など、同一の相続に関連して複数の訴訟が提起され、別個の裁判所に係属したが、審理の進行状況が異なるなど諸般の事情から、弁論の併合がされない場合がある。このようなケースにおいては、一方の裁判所で全体的な解決を図る和解協議が進行している場合に、他方の裁判所で、その協議の進行を待つために審理を中断することがある。

また、相続人廃除の申立てなど、相続関係訴訟の前提となる事項を関連事件で審理している場合には、その関連事件の進行を待つため、審理が中断することがある。

(6) 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、被相続人や相続人の行為等（法的効果にかかわらない間接事実を含む。）に関する理非曲直を明らかにすること等を期待している場合には、紛争の早期解決には意を払わず、審理が長期化することがある。

(7) 和解についての考え方

相続を巡る親族間の紛争においては、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所もそれを望ましいと考える場合が多い。そのような場合には、前記(2)イや(4)のようなケースを含め、和解が困難な事案であっても、和解のための手続に時間を費やすことが

ある。もとより、和解が成立した場合には、結果的に全体の審理期間が短縮することもあるが、他方で、和解が不調に終わる場合もあり、その場合には、全体の審理期間が長期化する。

1.2.3 背景事情等に関する考察

(1) 争点多数について

ア 対象となる財産が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要であるため、その分審理に一定の時間を要するのは、当然というべきである。

もともと、当事者が、多数の事実を十分整理せずに主張したり、証拠を選別、整理しないまま提出したり、あるいは逆に必要な証拠を小出しにしたり、主張・立証の重点を置くべき部分とそうでない部分とのメリハリをつけずに漫然と訴訟活動をし、裁判所もこれらに適切に対応できない場合には、必要以上に審理期間の長期化を招きかねない。

そこで、実務の運用では、当事者が各財産に関する主張や証拠を一覧表にして整理する、提出証拠をベスト・エビデンスに絞り込み、基本書証ないし必要な証拠は早期に提出する、裁判所もこれらを促す、といった運用上の工夫や努力がされてきている。

イ 古くからの事実経過が問題となるようなケースでは特に、当事者は、争点整理未了で訴訟の全体像が見通せない段階においては、立場上、多数の主張を一応準備し、相手方の主張についても一応網羅的に争うことがある(名目上の争点多数)。このような事情から、当初は争点が多数あるように見えたとしても、裁判所の適切な争点整理を通じて、証拠関係や訴訟の全体像に照らし、より早期に実質的な争点が絞られていけば、その後の審理の長期化をある程度防止し得るものと考えられる。

実際、民事訴訟についてはかねてから運営改善が重ねられてきたところ、弁論準備手続において、証拠を踏まえたディスカッション等を通じて、真の争点を見極め、実質的な争点に絞るといった充実した争点整理が実施されるようになってきている。

ウ 本人訴訟において、主張が的確に整理されず拡散しがちとなるのは、法律の専門家でない当事者本人が訴訟を進行する以上、それ自体は致し方ない面がある。

ところで、そもそも本人訴訟となる事情については、本人自身が弁護士に委任することを希望しない場合のほか、弁護士過疎で、地域に必要な弁護士が不足している場合、本人が弁護士へのアクセス方法を知らない場合、弁護士費用を支払う余裕がない場合、弁護士に相談したが受任を断られた場合などが考えられる。

弁護士へのアクセス等については、最近、弁護士人口の増加、公設事務所の設置、法テラスの稼働等により急速にインフラが拡充しているところであり、本人が弁護士に委

任することを希望する場合には、これらにより、弁護士の利用がより容易になっていくことが考えられる。

さらに、弁護士が訴訟代理人を受任しないまでも、本人の相談に乗り、援助をする場合がある。弁護士が、紛争が深刻化する前に助言等をし、場合によって訴訟外で交渉を代理することにより、紛争が解決に至れば、訴訟事件の件数が減少するし、そうでなくても、紛争があまりこじれない状態で訴訟になるのであれば、当該訴訟による解決も早まることが考えられる。

(2) 当事者多数について

ア 当事者多数の事案において、当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、取調べが必要な人証数が多数となり、その場合、できる限り集中して証拠調べが行われていても、人証調べ期間が長くなることがあるのはやむを得ないところである。

イ 当事者が多数である場合、和解に関する調整が長引くことがあるが、紛争の内容や性質、当事者相互の関係、当事者の意向その他諸般の事情に照らし、和解が相当な事案であれば、そのための時間がある程度かかってもやむを得ないと考えられる。

ウ 期日指定に関する調整を要する当事者の数が多いために、その調整が困難となり、期日間隔が長くなることについては、複数の期日をあらかじめ指定するなどの運用上の工夫がされている。

(3) 証拠の不足、収集困難について

ア 相続関係訴訟で問題となる合意や取決めに関し、契約書等の書面が作成されないことについては、そもそも親族間において書面を作成することに対する違和感、抵抗感等があるためであると思われ、やむを得ない面もある。

もっとも、不動産の贈与等については、契約書等を作成して登記申請をすることが考えられるのであるから、その際、弁護士に気軽に相談する慣行ができるようになれば、法的問題を検討した上で契約書が作成されることとなるであろう。そうなれば、紛争自体を減少させることができるし、たとえ紛争が生じ訴訟に至っても、証拠の不足による審理の長期化を防止する効果があると思われる。

イ 相続人の1人が証拠となるべき特定の文書を所持しているが、それを任意に提出しない場合には、文書提出命令の制度がある。ただし、文書提出命令は、提出する文書を特定して申し立てる必要があり、相続人の1人のもとに、そもそもどのような文書があるのか見当がつかないような場合には、文書提出命令の活用は困難となる。

ウ 調査嘱託や文書送付嘱託については、近時、個人情報対象となる場合に、嘱託先から、本人の同意が得られなければ、個人情報保護を理由として嘱託を拒否される事

例が散見される。その背景には、個人情報保護立法等も契機となって、社会的にも、個人情報に関する個人の権利利益に対する意識が高まり、個人情報の保有者もその取扱いに敏感になっていることの影響があると考えられる。

エ 本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であることも多いが、法律の専門家でない本人が訴訟を進行する以上、そのために争点整理に時間がかかることがあるのは、やむを得ない。

(4) 感情的対立等について

相続を巡る紛争では、当事者間に激しい感情的な対立が往々にして見られることは致し方ないところであり、その結果、主張の応酬が必要以上に多岐にわたったり、互いに相手方への非難になったりすることも、ある程度はやむを得ないものと思われる。

(5) 関連事件待ちについて

関連する各事件の審理の進行状況や別件の進行の見込みなど諸般の事情を総合的に考慮した上で、弁論の併合をせず、別件の進行を待つことにも一応の合理性を認め得る。

もっとも、別件の進行待ちで審理が止まっている期間があまりに長くなることを防止するために、裁判所は、当事者等を通じて、当該別件の進行状況を確認し、進行管理を図る必要がある。

(6) 裁判についての考え方について

当事者が、裁判に対し、権利関係の確定を通じた紛争解決や経済的利益の回復よりも、理非曲直を明らかにすること等を期待することがあるのは、国民一般が民事裁判についてそのようなイメージや期待を抱いていることを反映している面もあるかもしれない。このような状況の下では、裁判所も、事案によっては、審理の対象を、権利関係の確定のために法律上不可欠なものに絞らず、それよりやや広めに捉えて審理を進行することがあり、訴訟関係人に訴訟を迅速に終局させるインセンティブが働きにくいこともある。

(7) 和解についての考え方について

紛争の内容や性質、当事者相互の関係、当事者の意向その他諸般の事情に照らし、和解による解決が望ましいのであれば、そのための時間がある程度かかってもやむを得ないと考えられる。

1.3 境界確定訴訟

1.3.1 はじめに

土地境界確定訴訟のほか、土地所有権確認請求訴訟で隣接地との境界が争われること

がある。

1.3.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 証拠の不足等

ア 公図と測量図が一致していない、正確な測量図がないなど、図面その他の客観的資料が不備である場合には、境界を推認させる間接的な事実の積み上げにより判断をすることとなるが、かなり昔の事情やあいまいな事実関係について細かな主張・立証が繰り返され、争点を整理するのに時間がかかることが少なくない。

イ なお、本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であり、争点整理に時間がかかることが少なくない。

(2) 共通図面の作成困難

原告と被告が別々の図面により各々の境界線の位置を主張すると、審理・判決に困難を来すため、境界確定訴訟において主張整理をするには、できる限り早期の段階で、共通図面(係争地の状況を正確に反映した1枚の図面に、基点及び当事者双方の主張する各境界線を記入したもの)を作成することが必要であるが、当事者がそのような図面を作成するのに時間がかかることが少なくない。

(3) 感情的対立

隣接地間の紛争が長期に及び、当事者の感情的対立が深刻化している場合には、争点とは直接関係のない又は関係の乏しい主張がされるなど、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

(4) 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、近隣紛争(法的効果にかかわらない間接事実を含む。)に関する理非曲直を明らかにすること等を期待している場合には、紛争の早期解決には意を払わず、審理期間が長期化することがある。

(5) 和解についての考え方

境界紛争のような近隣者間の紛争においては、多少時間がかかっても、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所もそれが望ましいと考える場合があり、そのような場合には、和解のための期間が長引くことがある。

1.3.3 背景事情等に関する考察

(1) 証拠の不足等について

現在、登記所では、不動産登記法上の「地図」(地積図等)の代わりに、「地図に準ずる図面」として公図(旧土地台帳附属地図)等が備え付けられていることも多いが、公図は、精度の低いものが多い。そこで、国土調査法に基づく地積調査が進展し、正確な地積図

が登記所に備え付けられれば、境界確定訴訟において証拠として役立つ。

ところで、筆界特定制度が平成18年1月20日から導入されている。境界確定訴訟を提起した後に筆界特定手続を行うこともできるが、筆界特定がされた場合には、境界確定訴訟の裁判所は、登記官に対し、筆界特定手続記録の送付を囑託することができる。これにより、筆界に関する専門家が作成した資料が争点整理や事実認定に利用されれば、証拠の不足による審理の長期化を防止する手立ての一つになることが考えられる。

(2) 共通図面の作成困難について

そもそも、基点等が明確で、正確かつ信頼性が高い図面があれば、これに当事者双方がそれぞれ主張する境界線を記入することにより共通図面とすることができる。そのような図面がない場合、訴訟になってから、期日外で当事者双方が土地家屋調査士に測量を依頼したり、測量鑑定をすることが必要となり、時間と手間がかかることが少なくない。

なお、筆界特定がされている場合には、筆界特定書及び筆界特定図面において基点及び当事者双方の主張する境界線が正確に特定されていれば、これを境界確定訴訟の共通図面として利用することにより、時間と手間を省くことが考えられる。

(3) 感情的対立について

近隣紛争が長期に及ぶと、当事者間の感情的な対立が深刻化することは致し方ないところであり、その結果、争点とは関係の乏しい主張がされることも、ある程度はやむを得ないものと思われる。

(4) 裁判についての考え方について

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、理非曲直を明らかにすること等を期待している場合については、前記1. 2. 3(6)と同様に考えられる。

(5) 和解についての考え方について

多少時間がかかっても、和解による解決が望ましい場合については、前記1. 2. 3(7)と同様に考えられる。

1. 4 多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟

1. 4. 1 はじめに

先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟、横領を理由とする損害賠償請求訴訟などにおいて、多数の事実に係る主張がされるケースがある。ヒアリング調査等において、こうしたケースは審理が長期化する傾向にあるとの指摘があったため、便宜的に、「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」という類型として採り上げるものである。

1. 4. 2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 争点多数

ア 長期間にわたり多数回行われた先物等の取引を巡る損害賠償請求訴訟や、長期間にわたり会社の金銭を横領したことを理由とする損害賠償請求訴訟では、帳簿その他の多数の証拠を分析した上で、個々の取引や預金引出し行為等の時期、内容等を特定し、それが違法であることを基礎付ける事実関係を主張・立証する必要がある。そのため、まず、それを主張する当事者において、その準備に多くの時間を要し、相手方からの反論も、逐一証拠を踏まえたものとなるため、同様に時間を要する。さらに、その後これらを踏まえて裁判所が争点を整理することになるので、時間を要する。

また、帳簿その他の書証の量が膨大になると、その準備や整理に時間を要することがある。

イ 長期間にわたる先物取引等を巡り、勧誘行為の違法性が争われているケースにおいて、当該勧誘行為に関わった担当者等が多数に上る場合には、取調べが必要な人証数が多数となり、人証調べ期間が長くなることがある。

(2) 証拠の不足等

先物等の取引や会社の金銭の横領に関する訴訟において、帳簿や領収書等といった、個々の取引や金銭の出入り・用途を裏付ける客観的な資料が提出されない場合には、当事者や関係人の供述（記憶）に基づいてそれを主張・立証せざるを得ず、当事者の準備や争点整理、証拠調べに多くの時間を要する。また、帳簿はあっても、会社の経理状況を正確に反映するように作成されていないことがあり、その場合も同様となる。

さらに、先物取引等に関する違法性（説明義務違反、断定的判断の提供等）の立証についても、客観的な証拠に乏しく、原告及び担当者の供述が唯一の直接証拠になり、その信用性の判断につき間接事実との突き合わせが必要となることが多く、審理に時間がかかる。

(3) 専門性

先物取引やデリバティブ等の金融取引について、当事者・代理人、裁判所に専門的知識が不足すると、争点整理の道筋を付けるのに難渋し、審理が長期化することがある。

1.4.3 背景事情等に関する考察

(1) 争点多数について

ア 対象となる取引や金銭の出入りが多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要で

ある以上、その分審理に一定の時間を要するのは、当然というべきである。

その上で、実務では、各取引等について一覧表にして整理するなどの工夫が行われていることは、前記1. 2. 3(1)アと同様である。

イ 取調べが必要な人証数が多数に上る場合に、その分取調べ期間が長くなることがあるのは、前記1. 2. 3(2)アと同様、やむを得ない。

(2) 証拠の不足等について

会社の金銭の横領が主張される訴訟等で、本来客観的な証拠となるべき会社の帳簿等が作成されていなかったり、作成されていてもその内容が正確でないことがある。その背景の一つとしては、我が国の場合、会社といっても、個人企業が法人成りしたものが多く、会社の会計と個人の家計が混同されていることが少なくないという実態があるように思われる。

(3) 専門性について

先物等の金融取引に関する訴訟については、弁護士や裁判官が過去に経験したことがないと、審理の見通しを立てるのに困難が伴うものであるが、法律雑誌等で紹介されている事件類型別の審理の指針を参考にしながら対応がなされている。

他方、こうした金融取引に関する紛争について、ADRの活用も考えられる。一般に、ADRは、多くの費用と時間をかけて行われる訴訟に比べ、コストが小さく、柔軟な解決がしやすいというメリットがあると言われているが、訴訟のように当事者の詳細な主張・立証の攻防に入り込まないことや、あるいは柔軟な形で専門家の知識・経験を取り入れることにより、迅速に紛争を解決する可能性を持っているとも考えられる。のみならず、裁判外での有効な紛争解決が増加すれば、訴訟の件数が総体として減少することとなり、そうなると訴訟の迅速化にも資すると考えられる。

1. 5 医事関係訴訟

1. 5. 1 はじめに

医療事故に関する損害賠償請求訴訟である。

1. 5. 2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

医療に関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難であり、主張及び証拠の検討・整理等に時間がかかるため、争点整理期間が長くなる。

とりわけ原告は、もともと医療に関する専門的知見を有しておらず、主張・立証

の準備に当たり専門家の力を借りる必要性が高いが、協力を得られる専門家を探し出すまでに時間がかかるし、探し出した後も、期日間の専門家との打ち合わせ等に時間がかかる。そして、原告が訴え提起前に専門家に全く相談していないような場合には、証拠関係や医療上の経験則を踏まえることなく考え得る過失を多数主張したり、その後に主張が変遷するなどし、争点整理に時間がかかることが多い。このような状況は、専門性のある弁護士が原告代理人として選任されているか否かによっても変わってくる。

(2) 鑑定の長期化

鑑定をするに当たり、適切な（当該専門分野に通暁し、かつ、利害関係のない）鑑定人候補者が見つからなかったり、見つかってもなかなか引き受けてもらえず、鑑定人を選任するまでに時間がかかることがある。

また、鑑定人選任後、鑑定人の多忙等により、鑑定書が提出されるまでに時間がかかることがある。

さらに、鑑定書の提出後、鑑定結果が自己に不利益であった当事者が、専門家に相談するなどして、鑑定書に対する反論・反証を準備することとなり、それに時間がかかることもある。

1.5.3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

医事関係訴訟のような高度に専門化された分野の訴訟については、事案の内容及び争点の把握・理解が困難であるが、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。この点に関し、専門家の関与や弁護士・裁判所の態勢、裁判外の手続により長期化を防止する手立てについては、次のようなことが考えられる。

ア 専門委員の活用

平成15年の民事訴訟法改正により、専門委員制度が導入された。これにより、裁判所は、争点整理、証拠調べ又は和解の各場面において、専門家に専門委員として手続への関与を求め、専門的な知見に基づく説明を聴くことができるようになった。

医事関係訴訟においても、この制度が徐々に活用されるようになってきているが、争点整理手続において、専門委員が訴訟関係者の理解を得られるような形で円滑に活用されれば、争点整理がより効率的で充実したものとなり、審理期間の長期化防止にもつながるものと考えられる。

イ 専門家の助言・協力

当事者、とりわけ原告が、訴訟外で専門家の医師に相談し、助言・協力を得られる状

況にあれば、訴訟の準備が迅速かつ円滑に進むほか、ポイントを絞った主張が可能となり、無用な争点の増加を防止し得る。また、そもそも訴訟になることを未然に防げる可能性もある。

もともと、何のつてもないところで、こうした協力医を見つけるのは、容易なことではない。

ウ 弁護士の特門化

医事関係訴訟に精通した弁護士が訴訟代理人となれば、自身が医事関係の訴訟活動に慣れているだけでなく、相談医や協力医を得るための人脈やノウハウも持っているため、要を得た主張・立証がなされ、争点整理等がスムーズに進むことが多い。

医事関係訴訟では、最近、このような専門性のある弁護士が増えてきたように思われるが、今後、弁護士人口の増加等に伴い、専門性のある弁護士が更に増加することが考えられる。それとともに、当事者が、専門性の高い弁護士を知り、アクセスする手段をいかに確保するかも課題となる。

エ 裁判所の集中部の設置

平成13年以降、医事関係訴訟の集中部が全国8地方裁判所に設置された。これらの集中部では、事件に関する専門的知識やノウハウの蓄積により、専門訴訟の審理期間の短縮にも成果を挙げている。

また、集中部において培われたノウハウ等が、法律雑誌等に発表されたり、裁判官が異動先でこれを生かすことを通じて、他の裁判所においても参考にされ、その審理の円滑化に貢献している。

オ 裁判外の手続

最近、裁判制度とは別に、医療事故の原因究明制度を創設することについて議論がされている。医療事故が起きた場合、訴訟を待つまでもなく、第三者の立場にある専門家が公的に調査をした上、事故の原因究明に当たるといったシステムが整備されれば、全体としての紛争解決コストの削減や事故の再発防止に役立つ上、専門的知見に基づく的確な報告書ないし意見書が作成され、それが訴訟でも利用できるようなれば、訴訟の迅速化にも寄与する可能性がある。

また、医事紛争について、ADRによる紛争解決も考えられる。ADRにおいては、訴訟のように当事者の詳細な主張・立証の攻防には入り込まず、あるいは柔軟な形で専門家の専門的知見を取り入れることにより、迅速に紛争を解決できる可能性があると考えられる。のみならず、裁判外の手続で紛争が解決に至らなくても、そこで争点に関し専門的知見に基づく資料が収集・形成され、それを後の訴訟に活用できるようになれば

ば、訴訟の長期化防止に役立つ。

(2) 鑑定の長期化について

ア 鑑定の必要性について

かつては、専門的な知見が関わるというだけで、鑑定の必要性を十分に吟味することなしに、鑑定人に判断を委ねてしまうような例もあったと言われているが、最近はそのようなことは少なくなっており、むしろ、充実した争点整理手続とそれに基づく証拠調べの結果、事件が解明され、心証が取れると、鑑定を経なくても判決又は和解をすることができるケースが増えたと言われている。

イ 鑑定人候補者の確保

(ア) 鑑定人選任システムの整備

鑑定人の選任システムが整備されていないと、個々の裁判体の努力で鑑定人を選任するという作業を行わざるを得ず、何のつてもないところで適切な鑑定人を見つけることには多大な困難を伴うため、選任に長期間を要することとなる。

そこで、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に医事関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みが構築された。また、各地方裁判所単位又は高等裁判所単位で、医療機関等の協力を得て、鑑定人候補者推薦のためのネットワークが構築、拡充されつつある。

(イ) 鑑定を引き受けることに消極的となる事情

従前、医師が鑑定を引き受けることに消極的となる事情として、①医師が鑑定人となって鑑定書を書いたからといって、学会等において専門家として評価されるわけではなく、医師にとってメリットが存在しない、②その反面、医師にとって鑑定書を書くことは、大変責任と負担が重い作業である、③多忙な医師にとって、鑑定書を作成する時間的余裕がない、④裁判所は突然記録を送りつけて鑑定を依頼するなど鑑定人に対する配慮が足りない、⑤鑑定書提出後、鑑定人尋問において、当事者から、鑑定人としての資格や能力等について人格攻撃的な尋問を受けることがある、などの問題点が指摘されていた。

①については、鑑定書を書くよりは、論文を書いたり、シンポジウムで発表した方が学会では評価されるとの指摘があり、良い鑑定書を書いたことが学会等において相応に評価されるような仕組みができないかは、今後の課題である。

②・③については、鑑定人が鑑定事項について既に結論を出しているのに、鑑定書にそれをまとめるために時間がかかり、それが負担となることを防ぐため、鑑定書を簡易なものとしたり、期日において口頭で意見を述べることを中心とする方法など、

鑑定人の負担を軽減する方法の工夫がされている。

④については、裁判所が鑑定を依頼する際の運用として、事案の概要や争点を記載した書面のほか、診療経過一覧表を鑑定人に交付する、訴訟記録については必要な証拠資料のみを選別して交付する、といった配慮をするようになってきている。

⑤については、従前は民事訴訟法上、鑑定について証人尋問の規定が包括的に準用されていたが、平成15年の改正により、裁判所は、鑑定書の内容や根拠について確認等の必要が生じた場合には、鑑定人に書面又は口頭で意見を補充させることができること、口頭で意見を補充させる場合には、まず鑑定人が鑑定事項について意見を述べ、その後に鑑定人に対する質問をする場合にも、原則として裁判長、当事者の順に行うことなどが明確に規定された。

ウ 鑑定事項の策定

鑑定事項が適切かつ明瞭でない場合には、鑑定人が質問の趣旨をあれこれと付度したり、どのような回答をどこまですればよいのかについて迷ったりして、鑑定書作成に時間がかかってしまう。

そこで、鑑定事項を定めるに当たり、鑑定人ないし鑑定人候補者の意見を聴き、それを反映させる運用がされてきたところである。平成15年に改正された民事訴訟規則でも、期日において裁判所が鑑定事項の内容等について鑑定人と協議をすることができる旨が明記された。

エ 鑑定書の作成作業

鑑定人に選任される医師等の専門家は、多忙であることが多く、そのため、鑑定書の作成に時間がかかることが少なくない。

これに対しては、前記イ(イ)のとおり、鑑定書を簡易なものとしたり、口頭で意見を述べることを中心とする方法を採用することによって、書面作成に要する時間を削減する方法のほか、鑑定書の作成を要求する場合にも、その書き方を分かりやすく教示した手引書や鑑定書の書式を交付するなどの工夫がされている。さらに、鑑定書の作成途上において、鑑定人に疑問点が生じた場合などに、適切な相談ができる人(できれば鑑定人経験者の医師など)を用意しておくなどの工夫も考えられる。

オ 鑑定書提出後の手続

当事者によっては、鑑定書の結果が自己に不利益であることが明らかになってから初めて、それに対し反論をするために協力してくれる医師を探し、そのために時間がかかることがある。また、その協力医に相談した上で新たな論点を含んだ私的鑑定書が提出され、それを巡って主張・立証が繰り返され、時間がかかることがある。

訴え提起前又は訴訟係属後早期の段階で協力医が得られ、その意見を反映して争点整理がされるようになれば、このような事態は少なくなると考えられる。

1.6 建築関係訴訟

1.6.1 はじめに

建築請負契約に基づく代金支払請求訴訟及び建築に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟である。

1.6.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

建築(設計、施工、監理及びその周辺領域)に関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、施工や設計・監理に瑕疵があるか、追加工事か本體工事かなどの争いについて、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。そのため、主張及び証拠の検討、整理等に時間がかかり、争点整理期間が長くなる。

(2) 争点多数

建築請負代金請求訴訟で建物の瑕疵が主張される事件や、建築瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟事件では、瑕疵があると主張される箇所や事象が多数に及ぶことがしばしばであり、その箇所等の特定、それが瑕疵に当たるか否か、瑕疵に当たる場合の損害額など各争点について、一つ一つ証拠に照らし合わせながら整理する必要がある、時間がかかる。

また、建築請負代金請求訴訟で多数の追加変更工事が問題となる場合も、同様に、その一つ一つについて、追加変更工事が問題となっている箇所の特定、追加工事か本體工事か、追加変更工事の金額の合意がない場合の相当報酬額など各争点の整理に時間がかかる。

(3) 証拠の不足

建物建築請負においては、契約書が作成されていないことが多く、また、仮に契約書が存在した場合でも、その記載が簡略すぎたり、必要な取決めを欠いていたり、さらには施工に要する図面等の書類が存在しないという場合も少なくない。

また、途中で追加変更工事がされることもしばしばあるが、それについての合意が書類に反映されていないことから問題となる場合が多い。

このように客観的な証拠が不足していることにより、争点整理や証拠調べに時間がかかる。

(4) 鑑定の長期化

鑑定をするに当たって、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかったり、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることがある。

(5) 感情的対立等

建築主が一般市民である場合、注文した建物は、高額であるばかりでなく、生活の拠点でもあることから、いったんその不具合について問題になると、感情的対立が激しくなることがある。また、補修の要否・方法や損害の填補についてのいわゆる相場観が必ずしも確立していないため、当事者双方の見解がかけ離れたものとなることもある。そのため、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがあり、審理期間が長引くことがある。

1. 6. 3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

建築関係訴訟は、技術的な専門性を持つ分野であり、また、取引慣行に関する知識も必要となることがあるため、医事関係訴訟と同様、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。

専門委員の活用については、前記1. 5. 3(1)アと同様に考えられる。ただし、建築関係訴訟では、専門委員の活用のほかにも、建築士等の専門家が調停委員として関与する民事調停を活用することが広く行われている。調停が不成立に終わった場合には、全体の審理期間が長期化しがちであるが、不成立後の訴訟手続においては、専門家調停委員による調停中の争点整理の成果を活用することが可能である。

専門家の助言・協力、弁護士の専門化については、前記1. 5. 3(1)イ、ウと同様に考えられる。ただし、建築関係の場合、今のところ、医事関係に比べると、専門性のある弁護士が少ないように感じられる。

また、平成13年以降、建築関係訴訟の集中部が全国4地方裁判所に設置されたが、これについては前記1. 5. 3(1)エと同様に考えられる。

ADRについては、前記1. 5. 3(1)オと同様に考えられる。

(2) 争点多数について

対象となる瑕疵や追加変更工事の数が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要となる以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然というべきであるが、それらを一覧表で整理するなどの運用上の工夫が一般的にされている。

他方、瑕疵に関する主張の中には、非常に軽微なものや、証拠関係を十分に吟味せ

ずにとりあえず主張されるものもある。そこで、建築関係訴訟では、当事者、裁判官と専門家調停委員が現地に赴いて、そこで建物の現状に照らして真の争点を見極め、実質的な争点に絞るといった工夫もされている。

(3) 証拠の不足について

取引において契約書が作成されないこと、又は契約書が合意内容や取引の実態を反映していないことの背景としては、建築業界において、契約書を作成する慣行が根付いていないこと、国民の間に、取引をする際に「契約書を残しておくことにより、後の紛争を防止しよう」という予防法学的発想が乏しいこと、一部の企業取引を除き、契約時に法律専門家による法的チェックを受ける慣行がないことなどが考えられる。

建築関係の契約書作成に関する実情については、設計契約においては、契約書を取り交わすことなく設計図書を作成している場合が相当数の事案で見受けられること、施工契約においては、施主が融資を受けるに際して金融機関から契約書の提出を求められることが一般的であることから、契約書が全く存在しないという事例はそれほど多くは見受けられないが、契約書の記載が簡略すぎたり、設計図書等が添付されていないことがあること、監理契約については、設計契約と同様に契約書が全く存在しない場合がかなり存在し、契約書が存在しても、監理内容が契約条項として明確化されていない場合が多いこと、追加・変更契約においては、契約書は作成されず、追加・変更に伴う工事費の増減が明確にされていないことが多いことなどが指摘されている。

これについては、最高裁判所に設置された建築関係訴訟委員会が、契約書面の作成の重要性、適正な内容の契約書作成の実務慣行を浸透させるための各種約款整備の重要性、建築関係者の注文者に対する十分な説明の重要性等について提言しているところである。

なお、建築関係の契約に関する書面作成については、平成18年の建築士法改正により、建築士に設計契約・工事監理契約に関する重要事項説明書の交付が義務付けられた。

(4) 鑑定長期化について

鑑定の期間が長期化する背景事情やそれを防止するための手立て等については、前記1. 5. 3(2)とほぼ同様に考えられる。鑑定人選任システムの整備については、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に建築関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みができた。各地の裁判所では、医事関係のようなネットワークはないが、調停委員の中から鑑定人候補者を選定するなどの方法で対応されている。

また、学会等の協力態勢としては、日本建築学会が司法支援建築会議を設立し、鑑定

人候補者の推薦，育成や鑑定人への支援，鑑定事例の調査分析等の活動に取り組んでいる。

(5) 感情的対立等について

一般市民にとって，高額取引であり，生活の拠点でもある建物について不具合が問題となると，感情的な対立が深刻化することは致し方ない面がある。

他方，補修の要否・方法や損害の填補についての相場観の乖離については，専門家調停委員の意見などを活用して，当事者間に共通の認識を形成していくことが考えられる。

1.7 知的財産権訴訟

1.7.1 はじめに

特許権等の知的財産権に基づき，侵害行為の差止めや損害賠償等を請求する訴訟である。

1.7.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

知的財産権訴訟は，かつては，審理期間が長期化する訴訟類型といわれていたが，近時では審理期間が大幅に短縮されている。そこで，以下，審理期間の長期化に影響を及ぼすと指摘されていた要因を挙げる。

(1) 専門性

知的財産権訴訟は，知的財産権法の解釈及び適用が問題となる場所，争点が評価的ないし規範的な要素を含むことが多く，その検討には一定の時間を要する。また，知的財産権訴訟の中でも，技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権等に関する訴えについては，当該事案で問題となっている技術に関する専門的知見も必要となる。このような知的財産権事件の特質に着目して，知的財産権訴訟は，一般的には専門性が高い事件類型であるといわれている。

当事者がこうした専門性への対応が十分でない場合等には，訴訟準備や争点整理を円滑に行えず，審理期間の長期化につながる。

(2) 争点多数

特許権侵害訴訟（例えば，被告の製品が，原告の特許権を侵害しているとして，被告の製品の製造販売の差止めや損害賠償を求める訴訟）においては，まず，特許権侵害の成否につき，①被告の製品等に用いられている技術が問題となっている特許権の技術的範囲に含まれるかどうか，②当該特許が無効であるかどうかといった点が争われることが多いが，①については，被告の製品等の特定や特許請求の範囲の解釈の在り方が問題となり，②については，発明の新規性の有無（当該発明が，既存の技術ではなく新しい知

見であるかどうか。), 進歩性の有無(当該発明が, その属する技術分野の通常の知識を有する技術者によって容易に発明することができるものであるかどうか。)などが問題となり, さらに, 損害を立証する段階に進むと, 被告の製品等の販売個数や利益率など細かい数値が問題となることが多い。

(3) 証拠の偏在

特許権侵害訴訟における損害額の算定に当たっては, 被告の製品等の販売個数や利益率が問題となる場合がある。こうした事項に関する資料は, いずれも被告が所持しているものであるところ, 被告がこれらの資料を任意に開示しない場合には, 原告がその提出を求めて文書提出命令を申し立てることがあり, 任意に開示した場合であっても, 原告がその信用性を争うことも少なくないため, 審理期間の長期化につながる。

(4) 無効審判手続等が係属している場合

特許権侵害訴訟と並行して, 特許庁における特許無効審判手続や訂正(審判)手続が行われている場合には, その手続の進行を見ながら訴訟の進行を図る必要がある事件があり, そうした事件においては, 審理期間が長期化することがある。

1.7.3 背景事情等に関する考察

(1) 知的財産権訴訟に関する制度改正等

知的財産権訴訟の充実, 迅速化については, 諸外国においても知的財産をめぐる国際的戦略の一部として位置付け, これを推進するための各種方策を講じている。我が国においても, こうした動向を踏まえ, 前述の各要因に対応すべく, 次のような制度改正等が行われた。

ア 管轄の集中, 専門的事件処理態勢の充実強化

平成8年及び平成15年の民事訴訟法改正により, 知的財産専門部がある東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への管轄の集中が行われ, 平成16年4月以降は, 特許権等に関する訴えに代表されるいわゆる技術型の訴えは両裁判所の専属管轄に, 意匠権等に関する訴えに代表されるいわゆる非技術型の訴えは両裁判所の競合管轄にそれぞれ属することとなった。平成18年の既済事件について調査したところ, 両裁判所に知的財産権事件が集中している割合は約8割である。また, 管轄の集中に伴い, 両裁判所における事件処理態勢が充実強化された。

イ 専門委員制度の導入

知的財産権訴訟においては, 大学教授や研究者を専門委員に任命し, 平成18年12月現在, 180名を超える専門委員が任命され, 事件の手続に関与している。

ウ 特許法等の改正

特許権等の侵害に関する紛争について、権利侵害に対する救済措置の拡大等を図るため、損害賠償制度を見直すとともに、侵害行為の立証を容易にするための制度が導入された(平成10年、11年特許法改正)。

また、営業秘密の保護を図りつつ侵害行為の立証を容易にするため、秘密保持命令の制度が導入されるとともに、紛争の実効的解決を図る趣旨から侵害訴訟と無効審判の関係を整理するため、「当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められる場合」には、特許権者の権利行使が制限される旨の規定が整備された(平成16年裁判所法等の一部を改正する法律)。

(2) 知的財産権訴訟の審理期間が短縮化した背景事情

知的財産権訴訟のうち、技術的専門性が問題となる特許権等に関する紛争は、企業間のビジネス紛争という性格が強いことに加え、商品や技術のライフサイクルが極めて短くなったこともあり、訴訟において紛争が迅速に解決されることへの期待は非常に強い。こうした紛争は、いわゆるビジネス紛争であるため、訴訟の勝敗に過度にこだわるよりも、適正な手続に基づく裁判所の判断を早期に得て紛争を解決し、そこから新たなビジネスや商品開発のステージを早期に展開することの方に重きを置いているケースも少なくない。また、当事者が国際的に事業を展開している企業同士である場合などには、我が国の裁判所への訴訟提起自体が世界規模の紛争全体を解決するための一手段に過ぎないという例もある。さらに、係争利益が巨額であることも多いことから、当事者企業が、紛争解決のために投下する人的、物的な資源も比較的豊富であることが多い。

前記のような当事者の期待等に応えるべく、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産専門部では、当事者の事前準備の励行、計画審理の実施等を骨格とした審理運営モデルを策定し、これに基づく審理を行うなど、訴訟運営上絶えず新しい方策に取り組んでいる。また、こうした取組は、審理期間の短縮化という形で一定程度奏効しているものと思われるが、その背景には、知的財産権訴訟に精通した相当数の訴訟代理人が存在し、裁判所の上記取組に積極的に協力して的確な訴訟活動を行ってきたとの事情がある。

知的財産権訴訟において、前述した審理期間の長期化に影響を及ぼす要因がありながら、現実には、大幅な審理期間の短縮が見られるのは、上記(1)の制度改正等が行われたことのみならず、以上のような背景事情が大きく寄与しているものと考えられる。

1. 8. 労働関係訴訟

1. 8. 1 はじめに

雇用契約上の地位確認請求訴訟、賃金支払請求訴訟等である。

1. 8. 2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

労働関係訴訟の審理期間は短縮化する傾向にあるものの、平成18年において、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟事件全体と比較すると、その平均審理期間が4.7月長い。以下、審理期間の長期化に影響を及ぼす要因を挙げる。

(1) 争点多数

労働関係訴訟では、規範的要件の有無(例えば、解雇の効力を争う事案であれば、解雇権濫用の有無)が争点となることがあり、そうした事件においては、当該規範的要件を基礎付ける事実及びその評価の障害となる事実として、長期間にわたる多数の事実が主張されることが少なくない。こうした多数の事実については、一般的に、客観的証拠が存在することが少ないため、主張される事実の多くが争点となる上、立証が困難であることが多い。

(2) 原告多数

使用者と多数の労働者との間の労働関係においては、使用者が統一的かつ一律に労働契約の内容を変更し又はこれを終了させた場合に、その効力を争うため、複数の労働者が原告となって訴訟を提起することがある(例えば、就業規則の不利益変更や整理解雇の事案)。こうした事案においては、利害を共通にする複数の労働者から訴訟が提起され、複雑な訴訟形態になることも少なくなく、原告らに共通する事実と各原告ごとの個別事情の双方が争点になって、審理期間の長期化につながる。

(3) 証拠の偏在, 不足

ア 雇用契約に関する記録や賃金に関する記録などの基本的な書類は、使用者に偏在しているため、使用者がこれを適時に提出しない場合や、使用者がこうした書類を十分に整備していない場合には、争点整理を円滑に行うことが困難となるばかりか、立証にも時間を要することとなって、審理期間の長期化につながる。

イ また、原告が、自己の主張を立証するためには、自分以外の労働者と被告との間の労働契約に関する資料が必要であるとして、被告に対し、そうした資料の提出を求める場合があるが、被告がこれを任意に提出しない場合には、原告がその提出を求めて文書提出命令を申し立てることがあり、審理期間の長期化につながることになる。

(4) 裁判に対する考え方

使用者がした解雇や懲戒処分の相当性若しくは不当労働行為該当性又は使用者の昇格昇級制度の在り方が争われている訴訟では、原告は、様々な観点から使用者がした行為の不当性を根拠づけるために詳細な主張をし、これについて裁判所に審理、判断を求めようとする傾向が強く、審理期間の長期化につながる。

(5) 和解に対する考え方

裁判所は、判決によるオール・オア・ナッシングの解決がふさわしくないと考え、粘り強く和解を試みる場合がある。この場合において、和解が成立したときには、全体として審理期間を短縮させることができるが、結局和解が成立しなかったときには、審理期間の長期化につながる。

(6) 当事者間の対立が強い

例えば、不当労働行為の成否が争点となる事件においては、当事者の対立が強いため、主張の応酬が必要以上に多岐に渡るなどして、円滑な訴訟進行が図れない場合がある。

1. 8. 3 背景事情等に関する考察

前述のように、労働関係訴訟の審理期間の長期化に影響を及ぼす要因の背景事情等としては、次のように考えることができる。

(1) 争点多数について

解雇権の濫用といった規範的要件や、不当労働行為該当性、就業規則の変更の有効性といった評価的概念については、一義的に明確に認定できるようなものではなく、関連する様々な事実関係を総合的に評価した上で具体的な当てはめを検討することになるため、当事者が様々な観点から事実の主張をすることになりがちである。客観的な証拠が少ないという事情とあいまって、争点整理手続を行っても争点を十分に絞り切れないこともあるものと思われ、その後の人証調べに時間を要するとしても、ある程度はやむを得ない面があるように思われる。

したがって、このような労働紛争を、訴訟手続により解決することについては、その迅速化にも一定の限界があるようにも思われるところであり、当該事案に即した訴訟手続以外の労働紛争解決の手続(例えば労働審判手続)が活用されれば、柔軟かつ実効性のある解決が図られ、全体として労働紛争の早期解決を期待することができよう。

(2) 原告多数について

原告多数の労働紛争においては、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なり、取調べが必要な人証数が多数となる場合もあり得るところであり、そのために人証調べ期間が長くなることは、ある程度やむを得ないであろう。

(3) 証拠の偏在、不足について

労働契約に関する基本的な書類が使用者側に偏在しているとしても、使用者側が早期にそうした書類を証拠として提出すれば、労働契約に関する基本的な事実関係が明らかになり、その後の審理が円滑に進むことも多い。

使用者が書類を整備しない事例としては、①使用者が本来作成すべき書類の作成を怠っている場合、②労働契約の内容が労働協約や労使慣行により規律されているため、労働契約書等が作成されていない場合などが考えられる(当初は書類が作成されていたが、後に契約内容が変更されたにもかかわらず、その変更を書類に反映していない場合も含む。)。このうち、①の場合については、労働基準法等により作成が義務付けられている書類も数多くあることから、使用者がこうした義務を履行することが期待される場所である。②については、労使慣行の内容を明文化することや、労働協約や労使慣行の位置付けを明確にすることにより、紛争を未然に防止することが期待されよう。

(4) 裁判に対する考え方、和解に対する考え方について

労働者にとっては、労働紛争が自己の生活の基盤に直結することから、迅速かつ実効的な解決を希望している場合が多い。迅速かつ実効的な解決を実現するためには、労働者にとって紛争解決のための手続が利用しやすいこと、当該紛争に適した手続を選択すること、必要に応じて弁護士等の助言を受けられることが重要であると考えられる。

また、解雇や懲戒処分の相当性、不当労働行為該当性又は使用者の昇格昇級制度の在り方が争点となる訴訟では、原告らは当該事案の解決だけでなく、広く社会に対して使用者の行為の不当性を訴えかけることに重きを置いていることも少なくないものと推測され、その事案限りの解決を図るのみでは、当事者の満足度の高い紛争解決が図れない可能性も少なくない。

1.9. 行政事件訴訟

1.9.1 はじめに

行政処分の取消等請求訴訟、住民訴訟等である。

1.9.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

行政事件訴訟の審理期間は短縮化する傾向にあるものの、平成18年において、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件全体と比較すると、その平均審理期間は6.6月長い。以下、審理期間の長期化に影響を及ぼす要因を挙げる。

(1) 専門性

行政事件訴訟は、訴訟要件の具備や行政法規の解釈及び適用が問題となる場所、こうした争点については、関連する行政法規の構造や規定内容が複雑なことがある、また、必ずしも個別法規により直ちに一義的に明確に結論が定まるものではないことから、その検討には一定の時間を要する。このような行政事件訴訟の特質を指して、一般には、専門性が高い事件類型であると言われている。さらに、行政事件訴訟の中には原子炉設置

許可処分の取消訴訟のように、その判断のために科学的な知見を必要とするものがある。

こうした専門性への対応が十分でない場合等には、訴訟準備や争点整理を円滑に行えず、審理期間の長期化につながる。

(2) 争点多数

住民訴訟や、公用負担等関係訴訟(近隣住民等が、土地収用法に基づく土地収用事業認定や、都市計画法に基づく都市計画事業認定を争う訴訟等)などの、行政機関がした政策判断の当否そのものが争われる訴訟においては、原告は様々な観点から政策判断の違法性を基礎付ける法律上の主張及びその前提となる事実の主張をし、被告はこれらのいずれについても争うことが多い。

(3) 原告多数

多数の原告が共同して訴訟を提起する場合には、原告らに共通する争点のみならず、各原告の個別事情も争点となることが多い。

例えば、社会保障費の給付申請の拒否処分を受けた多数の者が共同して訴訟を提起する場合、原告らに共通する争点として、行政庁の給付判断基準の在り方が問題となる(その判断について専門的知見を必要とする場合もある。)のみならず、各原告の個別事情として、それぞれの原告につき給付要件があるかどうか争点となることが考えられる。この場合、各原告の個別事情は、原告ごとに主張立証をし、事実認定をしなければならないため、争点整理や立証には一定の時間を要し、審理期間の長期化につながることになる。

(4) 当事者・訴訟代理人(指定代理人)の準備

ア 当事者・訴訟代理人において、行政事件訴訟の専門性への対応が十分でないため、記載に不備のある訴状が提出されたり、主張が不明確な準備書面が提出されることがあり、その補正等のために時間を要することがある。

イ また、行政事件訴訟においては、当事者・訴訟代理人(指定代理人)から詳細な主張立証がされることが多く、その準備のために時間を要するとして、当事者・訴訟代理人(指定代理人)が、通常の民事事件よりも長めの準備期間を希望する場合が多い。

(5) 証拠の偏在

行政処分の原因となる事実その他の処分の理由を明らかにする資料は、その性質上、行政庁側に偏在していることが少なくなく、原告側が的確な主張立証の準備を行うことが困難な場合がある。

(6) 裁判に対する考え方

例えば、住民訴訟、公用負担等関係訴訟、環境行政訴訟(原子炉施設建設阻止のた

めの原子炉設置許可の取消訴訟等)などにおいて、行政機関の政策判断の当否そのものが争われる場合には、原告は、裁判手続の中で様々な観点から政策判断の違法性を詳細に主張し、これらのすべてについて、裁判所に審理、判断を求めようとする傾向が強い。

1.9.3 背景事情等に関する考察

前述のように、行政事件訴訟の審理期間の長期化に影響を及ぼす背景事情等としては、次のように考えることができる。

(1) 専門性について

行政事件訴訟は、一般的には専門性が高い事件類型である上、争点についての科学的知見を要する場合もあることから、当事者がその主張立証の準備のために、通常の民事訴訟事件よりも長めの準備期間を必要とすることについては、ある程度やむを得ない面もあろう。

(2) 争点多数について

一般論として、争点が多数である場合には、当事者の主張立証の準備や争点の整理のために時間を要することになるのは、ある程度やむを得ないところであろう。

特に、行政事件訴訟においては、法律上の争点が多いため、争点整理手続を行ったとしても、争点の絞り込みには限界があることが少なくない。例えば、住民訴訟、公用負担等関係訴訟、環境行政訴訟などでは、原告は、いわば在るべき行政判断を求めて、政策そのものの違法性を主張することが多いが、違法か否か(行政庁に裁量権があると認められる場合には、行政判断に裁量権の逸脱又は濫用があるか否か)は、様々な事実を総合的に考慮して判断される評価的概念であることから、原告としては、主張を絞るというよりは多角的な観点から網羅的な主張立証をし、被告も、これに対応して、主張立証を展開せざるを得ないことになり、必然的に争点が多岐に及ぶことになる。

(3) 原告多数について

原告多数の事案において、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なり、取調べが必要な人証数が多数となる場合もあり得るところであるが、そのために、人証調べの期間が一定程度長くなることはやむを得ないところであろう。

(4) 証拠の偏在について

ア 行政処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料については、訴訟の早期の段階で開示されることにより、その後の審理が円滑に行われることが期待される。行政庁が訴訟関係を明瞭にするために必要な資料を適時に開示しない場合には、裁判所が釈明処分の特則の規定(同法23条の2)に基づき、行政庁に対して資料の提

出を求めることも考えられよう。

イ 行政処分に関する資料が行政機関に偏在していることが少なくないため、原告は、訴訟提起前に十分な事前準備を行うことが困難な面があることは否定できない。

もともと、自己が名宛人となっている行政処分の取消しを求める訴訟においては行政機関に対する不服申立て手続等を通じて、自己が名宛人とならない行政処分の取消しを求める訴訟や住民訴訟においては情報公開制度の活用等を通じて、必要な情報を入手して事前準備を行うことも可能であろう。

(5) 当事者・訴訟代理人(指定代理人)の準備について

行政事件訴訟は、専門性が高い事件類型であること、争点が多数となる場合が多いこと、資料が偏在していることが少なくないことなどの事情があるため、当事者・訴訟代理人(指定代理人)の準備に時間を要するとしても、ある程度やむを得ない面もあろう。

(6) 裁判に対する考え方について

住民訴訟のような客観訴訟はもとより、公用負担等関係訴訟や環境行政訴訟などにおいては、特定者の権利利益の保護を目的とするにとどまらず、多くの者が原告となって、行政機関の政策判断の在り方を問い、あるいは裁判所の政策形成機能を期待して訴えを提起するという現象も見られる。こうした類型においては、原告らは、自己の主張が十分に審理されることを期待し、また、訴訟活動を継続することを通じて、広く社会に対し、行政機関の政策判断の是非を訴えかけることにも重きを置いているものと推測される事例がある。

1.10 その他専門的知見を要する訴訟

1.10.1 はじめに

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟以外で、専門的な知見を要する訴訟である。典型例としては、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負契約に基づく代金支払請求訴訟、複雑な機械に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟、製造物責任訴訟などがあるほか、交通事故に基づく損害賠償請求訴訟のうち後遺障害に関するものや工学鑑定を要するものも挙げられる。

1.10.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

コンピュータ・ソフトウェアや機械、各種製造物、医学、工学などに関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。

交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で、後遺障害の内容・程度、事故と後遺障害との因果関係などが争われるケースについては、カルテの分析など医療に関する専門的な知見が必要となるため、医事関係訴訟と共通の問題がある。

また、上記に掲げた訴訟類型のうち、交通事故関係以外の分野では、専門の弁護士が比較的少ない上、先例の集積に乏しく、判断の拠り所となる基準が固まっていない分野も多いため、主張の出し方や整理の仕方なども含めて、手探りで審理が進められていくことが多く、争点整理に時間がかかる。

(2) 鑑定の長期化

鑑定人選任システムが十分に整備されていないため、鑑定が必要な事件において、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかることが多い。また、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることもある。

(3) 争点多数

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負のケースや機械の瑕疵に関するケースでは、不具合ないし瑕疵の主張が多岐にわたる場合があり、その場合、争点整理等に時間がかかる。

(4) 証拠の偏在

製造物責任訴訟や機械の瑕疵に関する訴訟では、製造物や機械に関する資料が製造業者等や機械の供給者側に偏在しており、それが証拠としてスムーズに提出されないこと、審理の長期化につながることもある。

1. 10. 3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

専門委員の活用については、前記1. 5. 3(1)アと同様に考えられる。ただし、機械等の分野については、確保されている専門委員は、まだ少数にとどまっている。また、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負に関する紛争等では、専門委員のほかに、専門家を調停委員として関与させた民事調停を利用し、その専門的知見を活用することも行われている点は、前記1. 6. 3(1)と同様である。

専門家の助言・協力、弁護士の専門化については、前記1. 5. 3(1)イ、ウと同様に考えられる。ただし、交通事故関係を除くと、専門性のある弁護士は比較的少ないように感じられる。例えば、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負に関する訴訟では、訴訟代理人が、ソフトウェアの開発過程において作成された専門的な資料を分かりやすく整理、説明し、それに基づく的確な主張をしなければ、争点整理が円滑に進まない。

ADRについては、前記1. 5. 3(1)オと同様に考えられる。

(2) 鑑定の長期化について

鑑定の期間が長期化する背景事情やそれを防止するための手立て等については、前記1. 5. 3(2)とほぼ同様に考えられる。ただし、鑑定人選任システムについては、医事関係訴訟とは異なり、まだ整備されていない。

(3) 争点多数について

コンピュータ・ソフトウェアや機械の不具合ないし瑕疵を巡る訴訟において、対象となる瑕疵が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要である以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然というべきである。その上で、建築関係訴訟におけるのと同様に一覧表(前記1. 6. 3(2))の活用などの運用上の工夫をすることが考えられる。

(4) 証拠の偏在について

製造物責任訴訟においては、製造物に関する種々の証拠が製造業者等に偏在しているが、製造物責任法は、民法の過失責任の原則を修正し、製造業者等は、製造物の「欠陥」により他人の生命、身体、又は財産を侵害したときは、一定の免責事由を証明しない限り、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとしている。これは、証拠を提出する必要の高い当事者が当該証拠にアクセスできないことにより審理が長期化することを可及的に防止する効果をも有しているものと考えられる。

他方、機械の瑕疵に関する損害賠償請求訴訟等では、このような特例規定は設けられていないが、現在の民事訴訟においては、裁判所が、客観的な立証責任とは別に、証拠を所持している当事者の側にその任意提出を促す運用が一般的に行われており、多くは任意提出に応じているものと思われる。そして、任意提出がされない場合には、前記1. 2. 3(3)イのとおり、文書提出命令の利用も考えられる。